

議 事 録

令和6年7月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第8回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年7月5日（金） 13時22分から14時53分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	6番 島田 博道	7番 多久 正光	8番 廣松 久喜
9番 森 喜代輝	10番 長曾我部 徹	11番 田中 春雄	12番 菊川 房継
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

4. 議題

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第55号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第56号 農地法第5条の規定による許可の取消
議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出
報告第8号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一委員）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局

本日の総会は、委員全員が出席で定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子委員）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第8回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子委員）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、1番 稲葉委員、2番 志方委員を指名いたします。

-----○-----

4 議 事

○議 長

次に、日程第2の議案審議にはいります。まず議案第53号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第53号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号93番、申請地及び申請人は記載のとおりです。位置図等についてはご覧のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は市外在住の個人で、田畑計23筆46,246㎡を耕作しており、農機具はトラクター、菊選別機、トラックを所有しています。農作業に従事する者は2名で年間300日従事しています。菊を作付け予定です。

議案書2ページをお願いします。

提案番号94番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

位置図等については3ページをご覧ください。

譲受理由は、現在譲受人は市外在住ですが、申請地に隣接する宅地に住居を建築して、年内にも山鹿市に転入し就農されるため、耕作便利によるものです。

調査書は2ページをご覧ください。

譲受人は個人で、農地の所有は初めてです。農機具は軽トラ、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は3名で年間280日従事の予定です。栗を作付け予定です。

続きまして、議案書4ページをお願いします。

提案番号95番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載の通りです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は3ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計17筆10,026㎡を耕作しており、農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は2名で年間240日従事しています。梅を作付け予定です。

議案書5ページをお願いします。

提案番号96番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅の隣りにあることから、耕作便利によるものです。

調査書は4ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計12筆10,032㎡を耕作しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、管理機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間180日従事しています。ブドウを作付け予定です。

議案書6ページをお願いします。

提案番号97番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅の隣りにあることから、耕作便利によるものです。調査書は5ページをご覧ください。譲受人は個人で、畑計3筆2,343㎡を耕作しており、農機具は管理機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間200日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書7ページをお願いします。

提案番号98番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は6ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計9筆8,876㎡を耕作しており、農機具はトラクター、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は2名で年間250日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書8ページをお願いします。

提案番号99番、申請地及び申請人については8ページ及び9ページに記載しております。位置図等については10ページをご覧ください。

譲受理由は、今まで山鹿市に農地を所有している法人に従業員として就労していた譲受人が独立し新規就農するため、譲渡人の個人名義である農地を、有償にて譲り受けるものです。

調査書は7ページをご覧ください。譲受人は市外在住の個人で、農地の取得は初めてです。

農機具はトラックを所有しています。農作業に従事する者は1名で年間300日従事の予定です。みかんを作付け予定です。

議案書11ページをお願いします。

提案番号100番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地が自宅の道向かいにあることから、耕作便利によるものです。

調査書は8ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計6筆6,535㎡を耕作しており、農機具はトラクター、耕運機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間150日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書12ページをお願いします。

提案番号 101 番、申請地及び申請人については記載のとおりです。

位置図等については 13 ページをご覧ください。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 9 ページをご覧ください。譲受人は市外在住の個人で、田畑計 9,441 m²を耕作しており、農機具はトラクター、乗用草刈機、管理機、等を所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 300 日従事しています。野菜、果樹を作付け予定です。

議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 102 番、申請地及び申請人については記載のとおりです。

位置図等については 15、16、17 ページをご覧ください。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 10 ページをご覧ください。譲受人は、市外在住ですが元々山鹿市出身の個人で、畑 1 筆 1,583 m²を耕作しており、農機具は、刈払機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 240 日従事しています。野菜、栗を作付け予定です。

議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 103 番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地が自宅の隣りにあることから、耕作便利によるものです。

調査書は 11 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 3 筆 5,536 m²を耕作しており、農機具はトラクター、軽トラ、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 300 日従事しています。トマトを作付け予定です。

議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 104 番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 12 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 3 筆 2,814 m²を耕作しており、農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 260 日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 105 番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は 13 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 5 筆 6,869 m²を耕作しており、農機具は、トラクターを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 200 日従事しています。水稻、麦を作付け予定です。

以上 13 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 93 番から 98 番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

○11 番（田中春雄委員）

提案番号 93 番から 98 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 99 番から 101 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○9 番（森喜代輝委員）

提案番号 99 番から 101 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 102 番から 105 番までについて「東部地区担当委員」よりお願いします。

○7 番（多久正光委員）

提案番号 102 番から 105 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 53 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 54 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の 21 ページをお願いいたします。

議案第 54 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」です。

提案番号 3 番、申請地及び申請人については記載のとおりです。

位置図等は 22 ページをご覧ください。

今回は使用貸借権設定の申請となっております、借受理由は、借受人の新規就農によるものです。

調査書は14ページをご覧ください。借受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具は草刈機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間200日従事の予定です。水稻、栗を作付け予定です。

なお、使用貸借権設定期間は本総会許可日から5年間となっております。

議案書23ページをお願いします。

提案番号4番、申請地及び申請人については記載のとおりです。

位置図等は24ページをご覧ください。

こちらも先ほどと同じく使用貸借権設定の申請となっております、借受理由は、借受人の新規就農によるものです。

調査書は15ページをご覧ください。借受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具はトラクター、軽トラ、管理機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間245日従事の予定です。水稻、ナスを作付け予定です。

使用貸借権設定期間は、令和6年7月10日から10年間となっております。

以上2件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号3番から4番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

○8番（廣松久喜委員）

提案番号3番から4番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（挙手あり）

○7番（多久正光委員）

今回の案件については、どちらとも「新規就農」ということでうれしいことですが、提案番号3番の借受人は草刈機しか所有されていないとのことで、今後どのように営農されるのでしょうか。

○8番（廣松久喜委員）

地区担当委員として聞き取りを行いましたところ、この借受人は奈良県からの移住者で、農機具としては他に軽トラしか所有されていませんが、今回新規就農されるということで、今は亡き貸渡人の夫が所有していた農機具を借受人にお貸しする、ということを聞いております。

○7 番 (多久正光委員)

わかりました。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 54 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 54 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 55 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 55 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 10 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 2,906 m²に杉を植栽する案件です。

なお、申請地は、すでに杉が植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 16 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。

17 ページに一般基準を記載しています。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

議案書の 26 ページをお願いします。

提案番号 11 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 929 m²に杉を植栽する案件です。

なお、申請地は、すでに杉が植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 18 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であ

るため、2種農地です。

続いて、19ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、2件です。

○議 長

事務局の説明が終わりました。それではただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号10番から11番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○3番（前田幸博委員）

提案番号10番から11番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（質疑なし）

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第55号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、議案第55号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第56号、「農地法第5条の規定による許可の取消」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書27ページをお願いします。

議案第56号、「農地法第5条の規定による許可の取消」です。

提案番号1番、土地の所在、申請人、許可年月日、転用目的は議案書記載のとおりです。

申請人は法人で、申請地の田4筆計2,161㎡を取得しアパートおよびその駐車場として転用する計画でしたが、融資による資金を得ることができず、計画を断念したため許可の取消願がなさ

れたものです。

なお、4筆のうち3筆につきましては、別の事業者による転用事業の申請が今回提出されています。

以上で説明を終わります。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第56号は、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

次に、議案第57号、「農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書28ページをお願いします。

議案第57号、「農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号43番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は運送業を営む法人で、申請地の田1筆339㎡を取得し、会社が所有する大型トラック等の駐車場とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は国道3号線沿いにあります。

次に調査書20ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。

続いて、21ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書29ページをお願いします。

提案番号 44 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、地元の区長を務められており、申請地の田 1 筆 191 m²を取得し、地区の防火水槽が設置されている農地を災害時の避難場所とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

調査書 22 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある農地であるため 1 種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから不許可の例外にあたり、転用が可能です。

続いて、23 ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 30 ページをお願いします。

提案番号 45 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

先ほど、許可の取消があった案件の農地 4 筆のうちの 3 筆の申請になります。

申請人は不動産業を営む法人で、申請地の田 3 筆計 845 m²を取得し、法人が所有・管理する隣接地のアパートの駐車場とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

西側の市道から出入りする計画です。

次に調査書 24 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、25 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 31 ページをお願いします。

提案番号 46 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は電気通信事業、太陽光・風力・水力等自然エネルギーを利用する発電機器製造販売を営む法人で、申請地の畑 2 筆計 1,486 m²を賃借し太陽光発電施設とする案件で、発電した電力は他の発電所の電力とあわせ、国内各地にある自社工場等の消費電力量として取り扱われるということです。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

調査書 26 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。

続いて、27 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書 32 ページをお願いします。

提案番号 47 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1,121 m²を取得し、夫婦で経営する美容室および駐車場に転用する案件です。なお、駐車場は来客用のほか、申請人夫婦、従業員が利用するものです。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、申請人の自宅に隣接しています。

次に調査書 28 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、29 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金および親からの融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書 33 ページをお願いします。

提案番号 48 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は不動産業を営む法人で、申請地の畑 2 筆計 622 m²を取得し、宅地分譲地にする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

申請地を造成し、4 区画の宅地分譲を行う計画です。

次に調査書 30 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、31 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書 34 ページをお願いします。

提案番号 49 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は不動産業を営む法人で、申請地の畑 2 筆計 1,933 m²を取得し、宅地分譲地にする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

申請地を造成し、7 区画の宅地分譲を行う計画です。

次に調査書 32 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

33 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書の 35 ページをお願いします。

提案番号 50 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は広告業等を営む法人で、申請地の田 1 筆 54 m²を賃借し広告用の看板用地とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は国道 325 号線沿いにあり、3 年間の一時転用により広告用看板 1 基を設置する計画です。

すでに、看板用の支柱を設置しており、始末書の提出がっております。

次に調査書 34 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある農地であるため 1 種農地ですが、一時的な利用に供するものであることから不許可の例外にあたり、転用が可能です。

続いて、35 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。それではただ今説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 43 番から 44 番について「北部地区担当委員」よりお願いします。

○1 番（稲葉和弘委員）

提案番号 43 番から 44 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 45 番から 49 番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○4 番（脇山康二委員）

提案番号 45 番から 49 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題は

ありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 50 番について「東部地区担当委員」よりお願いします。

○13 番（隈部誠一委員）

提案番号 50 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(挙手あり)

○7 番（多久正光委員）

質問が 3 件ありますが、まず、提案番号 44 番の「地区の防火水槽が設置されている農地を災害時の避難場所とする」案件についてですが、このような場合、私が住んでいる地域では、公共用地として地区（自治会）が買い取っているのですが、そうではなく個人所有の農地のままで今後も防火水槽や避難所として利用されるということでしょうか。

○事務局

申請地である地区の区長から聞いた話によりますと、地縁団体は存在するものの、現在、地区が二つに分断された状態で、申請地の買い上げについて地区全体の同意が得られなかったため、今回区長個人の名義で買って、区の半分の地域で利用したい、との意向でございました。

○7 番（多久正光委員）

わかりました。次の質問ですが、提案番号 45 番の案件にあります申請地は、先の議案第 56 号で「農地法第 5 条の規定による許可の取消」を行った物件 4 筆のうち 3 筆ですが、同議案でのもう 1 筆の物件については、どうなるのでしょうか。

○事務局

対象となる物件については、転用許可の取消のみで、その後は所有権移転の申請もあっておりませんので、現在の所有者の農地のまま、ということでございます。

○7 番（多久正光委員）

この案件については、令和 5 年 1 月 5 日に農業委員会からの許可が下りていますが、そもそも許可することができなかったものではないのですか。

○事務局

案件申請当時は、申請人が融資を受ける予定で事業計画書等を提出されており、農業委員会の審議を経て許可が下りたわけですが、その後融資が受けられなくなったことで事業も継続できず、結果所有権移転を断念せざるを得なくなり、許可取消に至った、ということでございます。

○13 番（隈部誠一委員）

すいません。今の説明を聞いていますと、今後転用許可申請で提出される計画書等の信憑性に不安があると思うのですが。

○事務局

事務局で申請時に提出された書類の確認は十分にいたしておりますが、今回はなぜそのようなことになったのか、原因まではわかりません。会社の経営状態までは把握できませんので。

○13 番（隈部誠一委員）

では、今後このようなケースがまた出てくる可能性はあり得るということですか。

○事務局

事業期間が長くなればなるほど、その可能性は出てきます。

○7 番（多久正光委員）

では、私達は何を基準に判断すればよろしいのでしょうか。今回の案件は、委員の判断が間違っていた、ということですか。

○事務局

そうではなくて、農業委員会で審議して、許可を決定した後にこのような結果となりましたので、委員の判断が間違っていた、ということではありません。

○7 番（多久正光委員）

調査書の「一般基準」に「1 資力および信用」という項目があり、「自己資金または融資で、転用に必要な計画がなされている」というのがありますが、「融資証明書」が提出されているのに、これができなかったというのはいえぬ話ではないのですか。

○事務局

先ほども説明したとおり事務局でも十分確認はいたしますが、会社の今後の業績等までは審査できませんので、何とも申せません。

○7 番（多久正光委員）

議案審議をする時点でしっかり審査しておかないと、こういうことも起こりうる、ということですね。わかりました。

では最後の質問ですが、提案番号 46 番の太陽光発電装置設置の案件ですけれども、設置にあたっては農地から雑種地に転用、ということだと思いましたが、「営農型太陽光発電装置設置」との違いを教えてください。

○事務局

農地内において、太陽光発電設備の支柱を設置する部分のみ転用を申請し、残った敷地にサカキ等を植栽されるのが「営農型」です。今回の案件については、太陽光発電装置のみの設置であるため、農地を全て転用とする申請です。

○7 番（多久正光委員）

本来、「営農型」というのは、転用できない農地であるからそうせざるを得ないものなのではないでしょうか。それとも、転用許可は可能な農地であるけれども、あえてそういう形態をとっているのでしょうか。

○事務局

農地的には1種農地や農振・農用地での一次転用は可能、ということですが、あとで「営農型」を普通の農地にされるのも可能で、そこは所有者の申請次第です。

○13 番（隈部誠一委員）

すいません。今の説明ですが、1種農地は「営農型」でしか太陽光発電装置設置はできないけれども、それ以外の農地は転用で設置ができる、ということですか。

○事務局

1種農地や農振・農用地では、転用しての太陽光発電装置設置はできないけれども、3種農地、2種農地は設置が可能です。「営農型」の場合はどこでも設置が可能です。

○7 番（多久正光委員）

1種農地は「営農型」でしか設置ができない、ということですね。わかりました。

○6 番（島田博道委員）

お尋ねします。「営農型」で生産されたサカキ等の出荷は証明書等の提出が必要ですか。

○事務局

はい。1年に1回、生産物の出荷状況を報告してもらいます。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第57号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、議案第57号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第58号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書36ページをお願いします。

議案第58号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)」です。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が 22 件でその面積は 27,153 m²です。

提案番号 168 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、36 ページをお願いします。借受人は、一般法人で、耕作面積 50,901 m²の農地に、水稻、WCS を耕作されております。

提案番号 169 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、37 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 45,839 m²の農地に、水稻・麦を耕作されております。

提案番号 170 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、38 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 316,799 m²の農地に、水稻、WCS を耕作されております。

提案番号 171 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS、麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、39 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 155,683 m²の農地に、水稻、WCS、麦を耕作されております。

提案番号 172 番から議案書 37 ページの提案番号 175 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、飼料用作物を作付け予定です。

別紙 1 調査書、40 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 2,568 m²の農地に、水稻、飼料用作物を耕作されております。

提案番号 176 番から議案書 39 ページの提案番号 179 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、41 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 115,912 m²の農地に、水稻、麦を耕作されております。

提案番号 180 番から提案番号 181 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、大豆を作付け予定です。

別紙 1 調査書、42 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 2,356 m²の農地に、大豆、タケノコ、栗を耕作されております。

本日提案しております提案番号 168 番から 181 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 58 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 58 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 59 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案説明に入ります前に、資料の修正を一つお願いいたします。

議案書 44 ページ、提案番号 109 番の「耕作面積」の箇所です。

「14,461 m²」とあるのを「1,645 m²」に修正願います。大変失礼いたしました。

では、議案書 40 ページをお開き下さい。

議案第 59 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」です。

今回の利用権設定は、新規設定が 23 件、再設定が 4 件です。その面積は、59,023 m²です。

提案番号 95 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、43 ページをお願いします。借受人は、山鹿市では新規で、水稻、ナスを耕作される予定です。

提案番号 96 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、イチジクを作付け予定です。

別紙 1 調査書、44 ページをお願いします。借受人は、山鹿市では新規で、イチジクを耕作される予定です。

提案番号 97 番から議案書 41 ページの提案番号 98 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、45 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 18,166 m²の農地に水稻、みかんを耕作されております。

提案番号 99 番から議案書 43 ページの提案番号 106 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、46 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 21,459 m²の農地に水稻、大麦を耕作されております。

提案番号 107 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、白菜、キャベツを作付け予定です。

別紙1 調査書、47 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、白菜、キャベツを耕作されております。

提案番号 108 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、西瓜を作付け予定です。

別紙1 調査書、48 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、新規でスイカを耕作されております。

提案番号 109 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、49 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 1,645 m²の農地に水稻を耕作されております。

提案番号 95 番から提案番号 109 番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(挙手あり)

○13 番 (限部誠一委員)

提案番号 107 番で、議案書には耕作面積が「605,000 m²」との記載がありますが、調査書のほうには「新規で」とあるのはどうしてでしょうか。

○事務局

提案番号 107 番の借受人については市外在住の方で、地元では 605,000 m²の農地を耕作されておりますが、山鹿市での農地借受が初めて、ということでしたので、調査書では「新規」と記載

しました。

○13 番（隈部誠一委員）

しかし、議案書と調査書とで内容に違いが出るのはおかしくはないでしょうか。

山鹿市では新規の農地借受であっても、市外で耕作されている実績があるならばそれを記載すべきだと私はと思いますが、どうされるかは事務局にお任せします。

○事務局

では、別紙1 調査書、47 ページに記載の「新規で」の箇所を削除、とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 59 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 59 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 7 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案書の 45 ページをお開き下さい。

報告第 7 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について報告いたします。

令和 6 年 5 月に届出がありました件数は 21 件、筆数の合計は 147 筆、面積の合計は 148,623 m²でございます。詳細につきましては、46 ページから 48 ページの記載のとおりでございます。

以上になります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（挙手あり）

○7 番（多久正光委員）

今回、菊鹿地域で田が 2 筆、畑が 4 筆、相続があつてますが、「相続届出詳細」には菊鹿地区の相続人の方の記載がありません。ということは、他の地域の方が菊鹿地区にある農地を相

続された、ということによろしいのでしょうか。

○事務局

はい。そのとおりです。

○7 番（多久正光委員）

わかりました。

○議 長

ほかにございせんか。

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第7号は終わります。

次に、報告第8号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案書49ページをお開きください。

報告第8号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出」において、転用許可が不要とされている案件について、「許可不要転用届」が提出されておりますので、令和6年6月分の報告をいたします。届出件数は1件です。

土地の所在、申請者及び土地の所有者については、議案書に記載しているとおりでございます。転用の内容は、耕作用道路でございます。

以上、報告を終わります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第8号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもって、令和6年第8回総会を閉会いたします。

6 .閉 会

○副会長

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

1番 農業委員

稲葉和弘

2番 農業委員

志方精之